

都市農村計画における計画の概念と計画論的研究

1. 都市農村計画学と研究課題
2. 研究課題の四区分について
3. 現状分析・変容研究における都市近郊地域
4. 都市農村計画学における計画論的研究
5. 計画の機能・概念の歴史的発展
6. これからの計画の機能・概念をどう考えるか
おわりに

石 田 頬 房*

要 約

21世紀が間近に迫っているということもあってか、都市計画に関するパラダイムの転換ということが盛んに言われている。日本都市計画は明治以後欧米近代都市計画パラダイムを追い求めて進んできたが、今日の都市実態は、欧米都市と比肩するような部分もあれば、多分に江戸以来の日本の伝統の市街地像を残しているところもある。Genius Loci versus Internationalismというようなことが都市計画の分野でも議論のテーマになっていることが反映して、アジア的都市とかアジア的都市計画論などということも論じられている。

総合都市研究の50号を記念する論文で、自分の研究、特に総合都市研究に発表した論文をふりかえって都市農村計画研究のあり方を考えなおして見るとともに、このような計画のパラダイム、計画の機能、計画の概念に関する議論、すなわち都市農村計画学研究における計画論的研究とでもいべき部分に焦点をあてて検討してみた。

まず、都市から農村にかけての領域をあつかう都市農村計画学という自分の研究の専門分野について考察し、さらに、自分の研究課題を（一般にも通ずると思うが）「歴史研究」「現状分析・変容研究」「計画論的研究」に区分し、これらの区分の研究が相互に関係づけられながら、最終的には、実践的な「計画提案」に結び付けられるという、私の考える都市農村計画学の研究分野の構造を考えてみた。

「現状分析・変容研究」「歴史研究」などの上にたって、それらの成果と「計画提案」という実践を結び付けるところに位置づけられるのが「計画論的研究」である。計画論的研究には、個々の計画技術・制度の改良をめざす研究、計画の体系化を目指す研究、計画の機能・概念あるいは思想・理念の確立を目指す研究がある。特に私の場合、計画論的研究と歴史的研究方法は密接に結びついている。この論稿の後半では、計画の機能・概念の歴史的発展に関する考察を踏まえて、はじめてパラダイムの転換と言うような議論は可能になるだろうという見解を示している。

* 東京都立大学都市研究センター

1. 都市農村計画学と研究課題

1-1 専門分野としての都市農村計画学

私は自分の専門研究分野を、いつもというわけではないが、多くの場合、都市農村計画学と自称している。自分の専門分野について、このように称している人を、日本では他にはあまり知らない。都市農村計画という言葉は、英國で地域空間計画を総称するのによく使われる Town and Country Planning という言葉に通ずるものといえよう。日本ではあまり使われない「都市農村計画学」という専門分野名をあえて使っているのは、第一に、実際に私の研究対象が都市と農村の境界領域から農村にかけて広がっているということにもよるが、第二に、もう少し理論的にいえば、地域空間計画では、都市と農村を連続的なものと考え、対象地域空間を都市と農村に無理に区別せず、あるいは都市空間においても、農業・農地を重要な機能として、また重要な空間構成要素として位置づけるべきだし、農村空間においても、都市的土地区画整備・都市的機能の計画的あつかいを重視すべきだという考えによっている。都市農村計画という余り使われない言葉を使わず、都市と農村を含めて、地域 (Region) と呼び、地域計画 (Regional Planning) ということもできるだろう。しかし、今まで地域計画という言葉が使われるとき、特に都市計画分野の者によって使われるとき、それは農山村地域を都市的な用途に向けて開発していく「地域開発」のイメージで多く使われてきた嫌いがある。そこで、私はあえて「都市農村計画」という言葉を使っているのである。

1-2 私の最近の研究テーマについて

最近発行されて東京都立大学の大学白書『東京都立大学'92 人と学問』に、私は最近の自分の研究テーマを「(ア)近代都市計画史、(イ)土地利用計画を中心とした計画論、(ウ)土地問題と土地政策」と書いた。この研究テーマからは、専門研究分野を都市農村計画と自称することの意味が受け取れない

であろう。

私が最近発表した論文のテーマについて見ても、都市計画学といわずに都市農村計画学といっている理由を納得して理解してもらえるようなテーマは、実は見あたらない。すなわち、私は、ここ一年ほどの間に、総合都市研究に、①「Toward Growth Management Policy for Tokyo: Unipolarization Phenomena in Tokyo and Growth Management」(石田, 1992a)、②「土地高度利用論の歴史的展開——概説及び田口卯吉の高度利用論と現代——」(石田, 1992c)、③「日本における都市空間形態と隠れた都市デザイナー」(石田・ド・オネン-ヴォイセト, 1993)などを発表し、都市計画学会の雑誌『都市計画』に、④「日本都市計画におけるグランドデザイン」(石田, 1992b)、⑤「緩和型地区的計画と土地利用計画体系の計画論的問題」(石田, 1992d)を発表している。これらを、大学白書に載せた最近の研究テーマに当てはめてみれば、①は(イ)にあたり、②は(ア)(イ)にあたり、③④は都市デザイン論とでもいべき、私としては今まであまり取り上げてこなかった分野のテーマだが、論文中で都市デザインの歴史について触れているので、強いていえば(ア)に属するといえよう。⑤は、明らかに(イ)の分野に属する論文である。このように、現在の研究テーマから見れば都市農村計画学とわざわざいう理由は見いだせないかもしれない。

一般的に研究者の研究テーマは、しばしば、あるいは、しだいに変わるものである。私の研究テーマでも、近代都市計画史に関するテーマは比較的最近に——といっても1970年代後半からであるから10年以上になるが——取り組みはじめたテーマである。これに対して都市農村の境界領域における土地利用の遷移とスプロールの計画的規制問題は、私の研究テーマの中では、最も古くから、大学生の時代から取り組んできたテーマである。

大学白書に書いた「最近」の研究テーマではなく、研究者として今まで取り組んできた研究テーマという観点から私の研究テーマを区分してあげれば、

(ア)大都市周辺地域の市街化とその計画的規制手法

に関する研究：都市近郊農業と土地利用に関する研究、区域区分制度に関する研究、建築線類似手法に関する研究および宅地造成型土地区画整理手法に関する研究など、

(イ)農村地域計画に関する研究：地方都市圏の計画論的研究、農村集落の土地利用計画に関する研究など、

(ウ)近代都市計画史研究：日本近代都市計画の通史的研究、個別都市計画技術手法・理念の発達史的研究、大都市圏計画の歴史的研究など、

(エ)土地問題、土地利用計画に関する研究：地価形成に関する研究、開発利益還元に関する研究、土地高度利用論に関する研究、層別土地利用権概念の研究など、

のように分類できるだろう。

1-3 都市農村計画学における研究課題の区分

さらに、自分の研究及び計画活動の重点を、あえて、地域別・研究課題別に分類してみると表-1のようになる。+印が多く打ってあるところは、私自身からみて重点がおかれているというか、多くかかわった地域あるいは研究課題である。研究課題は極めて簡単に「歴史研究」「現状分析・変容研究」「計画論的研究」および「計画提案」と分けてある。研究課題の中に計画提案が上げられていて

るのは、いかにも応用的学問である都市農村計画らしいと言われるかも知れないが、後で述べるように、この四つの課題区分は都市農村計画学に対する私の考え方の反映であり、区分は簡単だがそこに込められている意味は大きいのである。

表-1でみられるように、私の研究領域は、地域的にみて都市の住宅地域から郊外住宅地・近郊地域、さらには純農村から過疎地域にまで及んでいる。都心業務地域、商業地域、工業地域はほとんど研究対象としていない。都心業務地域の計画論的研究は、たまたま都市計画中央審議会の専門委員としてかかわった再開発地区計画制度を計画論的に取り上げたもの(石田, 1992d)であり、工業地域の歴史的研究は、日本及び英国のいわゆる工業村についての歴史的研究(石田, 1990b; 1991a)である。商業地域の計画提案は、吉祥寺駅前広場計画などの、純粋な計画作業である。このような注釈を加えた後で、もう一度表を見てみると、私の研究領域は、歴史研究があらゆる地域にわたっている点を除けば、周辺住宅地域から農村、さらには過疎地域まで、外に向かって広がっていることがわかる。やはりどう見ても、研究専門分野は都市農村計画学なのである。

この論文では、私が、①なぜ研究課題を「歴史研究」「現状分析・変容研究」「計画論的研究」お

表-1 地域別・研究課題別の私の研究・計画活動の重点

	歴史研究	現状分析・変容研究	計画論的研究	計画提案
大都市圏一般	+++	+	+++	
都心業務地域			+	
内部住宅地域	+		+	
商業地域				+
工業地域	+			
周辺住宅地域	++	++	+	+
近郊農住地域	+++	++++	+++	+
純農村地域		++	++	+++
過疎農山村			+	+
地方都市圏一般		+	+++	++
地域によらない	++++		+	

より「計画提案」とに分けたのか、②なぜ農村が都市へと変化している地域を中心に研究しているのか、③なぜ歴史研究を重視するようになったのかなどをまず述べ、さらに、④都市農村計画における計画論について、計画とは何か、計画の機能とは何か、計画技術とはなにか、などの点を中心に、現状分析・変容研究や歴史研究と計画論の研究の関係を論じてみたい。

2. 研究課題の四区分について

表-1で研究分野を「歴史研究」「現状分析・変容研究」「計画論的研究」および「計画提案」とに分けた。その意味するところと、それぞれの分野について若干の解説をしておこう。

2-1 計画提案と研究

まず、「計画提案」そのものは、ちょっと考える、研究分野ではないと思われるかも知れないが、都市農村計画学にとっては、研究結果を計画提案につなげることは、研究目的の一つであるし、計画提案をまとめるプロセスを明らかにすることは、計画方法論研究として十分研究課題になりうるものである。したがって、研究者にとっては、実際の計画立案に携わり、その経験を持つことは、学問的に都市農村計画学の研究課題を設定し追求する上でも、また、計画演習のような教育を行なう上でも重要なことである。私も、表-1に示した都市農村計画分野以外でも、地方自治体の総合計画・長期計画策定に、県レベル・市区町村レベルのいくつかの自治体で関わっており、その経験は、都市農村計画学の学問的成果としては必ずしも理論化できているとはいえないが、いままでは自治体職員の研修等で役立ってきたし、今後は大学院都市科学研究科における「総合計画演習」などの教育に役立つと考えている。また、都市科学という学問領域の成果として、理論化が必要であるし、可能であろう。

2-2 現状分析と変容研究

「現状分析・変容研究」とは、文字どおり都市

の全体およびその部分としての市街地の実態とその変化の過程を調査分析することであり、都市農村計画学における研究の中心的部分をなしている。都市農村計画学の場合の「現状分析」は、単に現状はこうだということを事実として明らかにするだけでなく、現状の中から都市農村計画が解決しなければいけない計画課題を明らかにすることである。「変容」という言葉は都市計画学・農村計画学で、よく使われる用語だが、地域や都市及び市街地の姿・様子が変わることをいう。計画とは「予測し、それに備える」ことだという計画の定義があるように、都市農村計画は、単に現に存在する計画課題を、いわば後追い的に解決していくのでは不十分である。将来に起り、解決を迫られる計画課題を予測し、それを事前に解決すること、ある意味では計画課題が発生しないようになることも計画課題なのである。都市および市街地の「変容研究」は、その変容の延長上に地域や都市及び市街地の将来、言い替えれば、起こるべき計画課題を予測することに他ならない。したがって、変容研究は、単に市街地はこう変わってきたという事実を明らかにするだけではなく、その傾向を将来に向かって延長し、予測することができるよう明らかにしなければならない。大げさにいえば地域や都市及び市街地の「発展法則性」の研究といっても良い。

2-3 計画史研究

都市計画史研究は、国際的にも、現在の国際都市計画史学会 (International Planning History Society) の前身である Planning History Group が組織されたのが1974年だというから、その確立は決して古いものではない。特に、日本の都市計画学界では計画史研究は比較的最近になって確立した研究分野であり、建築史研究者の方が早くからこの分野に取り組んでいたとさえいえる。例えば、稻垣栄三の『日本の近代建築』(稻垣, 1959) は、「市区改正」、「帝都復興の経過」などの章を設け、これらの都市計画事業の経過と成果を詳しく紹介している。

もちろん、1918年刊行の『東京市区改正事業誌』

(東京市区改正委員会, 1918) のような、事業主体によってまとめられた、いわゆる事業誌は昔から多くあった。また、日本都市計画の通史的なものとしては、『近代日本建築学発達史』(日本建築学会, 1972) の都市計画編のような、都市計画関係者が書いた論稿を集める形のものがあった。しかし、これらは貴重なものではあるが、都市計画・都市計画事業に関する記録、あるいは、実際にその事業に関わった人々の回顧という性格のものが少なくなかった。したがって、都市計画史研究の目的はなにか、それを都市計画学研究の中にどのように位置づけるかというような問題意識は乏しかった。

しかし、1970年代末頃から、都市計画研究者による都市計画史研究が増え、学会における発表論文も増え、さらに、都市計画史の講義がいくつかの大学で行なわれるようになると、次第に都市計画史研究を都市計画学の体系の中にどう位置づけるかということが問題として意識され始める。

私自身も、1960年の川上秀光との共著論文(川上・石田, 1960)で戦災復興都市計画事業を取りあげ、また1966年には東京戦災復興都市計画から第一次首都圏整備計画にいたる東京大都市圏計画の変遷を扱った論文(石田, 1966)を書いている。これらは、いま読んでみれば都市計画史研究といえる論文であり、特に後者は、後に加筆修正し、東京都立大学都市研究会がまとめた本の1章(石田, 1968)としたことにより、やや本格的な都市計画史研究論文といえるものになった。ただ、これらの研究に最初に取り組んだ時には、扱っている事実が、たかだか5年か10年ぐらい前の事実だけに、歴史的研究という意識はなかった。むしろ、その時点で研究していた大都市圏のスプロール問題の背景を探るという問題意識と位置づけであった。

しかし、1979年に総合都市研究に掲載した東京市区改正期の計画論を扱った論文(石田, 1979)は、現実に取り組んでいる都市計画の課題のためというよりは、学部教育の都市計画史の講義を担当したこともあるて、日本近代都市計画史について広く探ろうという試みの最初の研究であった。

私は、ここで、その後多くの研究者が取り組み始めて、さらに幅が広くなった日本における都市計画史研究の研究目標や課題を全体として整理してみようとは思わないが、自分自身の日本近代都市計画に関する歴史的研究をカテゴリー区分するすれば、①日本近代都市計画の展開の全体像を明らかにする研究(もちろん自分一人でやろうというのではないが)の一環として位置づけられるものと、②現実の都市計画的課題に取り組むための考え方や方法を探るための研究、の二つになると考えている。

私の研究論文で前者に属するものには、明治期の都市計画をあつかったもの(石田, 1979; 1980a; 1988b; 1989; 1991b)、時期区分、技術及び思想の国際交流のような、日本近代都市計画史の全般的問題をあつかったもの(石田, 1984b; 1987a; 1988c; 1991c)などがあり、後者に属するものに、建築線制度に関する一連の研究(石田, 1983、石田・池田, 1979; 1981; 1982; 1983; 1984、石田・池田・加藤(佐藤), 1980)、土地区画整理制度に関する研究(石田, 1986、石田・波多野・鈴木, 1987)、大都市圏計画に関する研究(石田, 1966; 1968; 1978c)などがある。

後者の研究が現実の都市計画的課題に取りくむために役立つと私が考えているのは、都市計画がほとんど効果を上げていないかに見える日本でも、都市の形成発展は都市計画の影響下で行なわれているという事実によっている。すなわち都市形成史を都市計画制度・技術の適用過程として検討する中から、都市計画制度・技術の問題点と有効性、ひいてはその改良すべき点を発見できると考えているからである。建築線制度に関する一連の研究では、歴史的研究とともに現在の建築線類似手法の市街地形成への適用実態の研究も行ない、地区計画制度への教訓を引き出している(石田・池田・鄧, 1983)。土地区画整理についても、歴史的研究を背景に、現在の郊外地区画整理技術の問題点を指摘している(石田・波多野, 1982)。

2-4 計画論的研究

計画論的研究と私が考えているのは、①個別計

画技術手法・制度に関する研究と提案、②計画の部分的あるいは全体的な体系に関する研究と提案、及びそれらの背景としての、③計画に関する思想・理念に関する研究などを含んでいる。

私が大学院博士課程を修了するときの博士論文は「大都市周辺地域における散落状市街化の規制手法に関する研究」(石田, 1960)というもので、その後、1968年都市計画法で区域区分制度（都市計画区域の市街化区域・市街化調整区域への区分）として制度化された計画制度の理論的提案を行なった研究であった。この研究では、東京を中心に大都市周辺地域の市街化の過程を、住宅を中心に都市の土地需要などの影響が近郊農村に侵出して行く側面と、都市近郊農村が都市の影響下で次第に変質し「都市化」して行く側面の両面から分析し、さらに、このような市街化過程の計画化手法としてこれまで実施されてきた諸手法、例えは土地区画整理、緑地地域制、農地法の農地転用規制などの有効性について調査分析し、それぞれの手法の問題点を明らかにするとともに、これらの手法を有効ならしめるためには、総合的な地域区分の中でこれらの制度を運用することが必要であることを示したものであった。提案した地域区分の方法は、その後、1967年に宅地審議会第六次答申のなかで提案された制度にきわめて近いものであった。この研究の全体的組立は、まだ荒削りであり、実態調査の方法も不十分であったが、私が計画論的研究と考えている研究方法を典型的に実施したものであった。

その後、1978年に再び新市街地形成の計画化手法について全体的に考察した(石田, 1978b)のは、1968年都市計画法で区域区分制度が制度化されたという新しい状況の中で、博士論文で取りあげた研究課題をもう一度計画論的に再検討してみようと考えたからに他ならない。その後の建築線制度に関する一連の研究、特に建築線類似手法による市街地形成のコントロールの研究(石田・池田・部, 1983)は、1980年に制度化された地区計画制度の運用に示唆を与えることを意図していた。また、郊外土地区画整理に関し、「おくれ」「ずれ」という概念を導入して問題点を指摘した研究(石

田・波多野, 1982)も、土地区画整理事業の改善を意図しており、その後の二段階土地区画整理事業の提案(波多野, 1993)の理論的根拠を示したものとなった。これらは、いずれも計画論的研究の例といえよう。

3. 現状分析・変容研究における都市近郊地域

ここで、なぜ私が都市近郊地域、すなわち農村から都市への遷移地域を研究対象としてきたのかを述べてみよう。これは、学生時代から農村地域調査に関心を持っていたということや、大学院時代に同じ研究室の大学院生たちの間で研究領域的に「あいていた」ということなどでも説明できる。その意味では偶然のことであったのだが、いまから考えてみると、別の、もう少し理論的な言い方もできる。修士論文で、地方都市と周辺農村の関係を取りあつかうとともに、都市と農村の関係をどう見るかについて自分なりに「理論的」に考察したが、そのときに、地域の発展法則性の把握が都市農村計画研究にとって重要な課題であり、都市近郊の都市化過程は地域空間の発展法則性が、都市と農村の矛盾関係とその矛盾の発展過程として、比較的とらえやすい地域であると考えたことが、その後、都市近郊のスプロール研究に取りくむきっかけであった。

このような視点にたてば、都市近郊地域の市街化過程を矛盾の両側面にわたって研究することが必要になってくる。すなわち、都市の拡張という側面だけではなく、都市近郊農業そのもの、特に、都市の影響下におけるその変容・衰退・分解の過程も研究の対象になる。都市計画研究者としては都市農業そのもの及び都市近郊農村の分解過程の調査研究に力を入れてきたのも、ここに理由があった。

「総合都市研究」には、この分野、すなわち都市農業あるいは都市近郊地域の市街地形成に関する研究論文は、ほとんど書かなかったが、1970年代以後も、さまざまな機会に調査研究を続けていた。特に、博士論文で提案した都市周辺地域を市街化への対応の方法で地域区分するという計画手

法が、宅地審議会の第六次答申から立法化の過程で、いわゆる「線引き」制度に矮小化され（石田, 1981）、その「線引き」の過程にも多くの問題をはらんでいた（石田, 1973）。特に、市街化区域内農地への宅地並み課税の問題は、都市計画としても大きな問題となつたので、この問題には関心をもち続け、農業協同組合の都市農業問題の研究会に参加し、都市農業に関心を持つ農業経済学研究者と交流し、また論争もしてきた。そのなかで、従来の土地利用計画が、総合的な土地利用計画を標榜した国土利用計画法ができるから後でも、都市地域と農村地域の領域を無理に区分することを前提に組み立てられていることが問題の根本であると考え、都市近郊地域は農村から都市への連続的遷移空間であるという認識を再確認し、都市的土地利用と農業的土地利用を含む、真に総合的な土地利用計画体系を確立すべきだと考えた。

1990年末に出版した論文集（石田, 1990c）では、都市農業と都市近郊農村の都市化過程の問題の時代的変遷を振りかえって時代区分し、あわせて、この研究テーマについて書きためてきた自分の論文を集め、時期区分ごとに編成するとともに、最後の章で、市街化区域内農地と宅地並み課税に関する土地利用計画及び税制上の妥当な計画的処理として、市街化区域内農地を「保全緑農地」「市民農園生産緑地」「転換計画農林地」に区分する総合的土地利用計画が必要であることを示し、緑農住土地利用計画制度を提案した。この総合的土地利用計画制度に関する提案の理論的枠組みとなったのは、1988年に提案し（石田, 1988a）、その後、さまざまな機会における討論（大谷, 1988）を経て発展させてきた「層別土地利用権」という概念である。これは、市街化区域内農地の計画論の基礎としてだけではなく、広く土地利用計画一般、特に都市的土地利用と農業的土地利用を含む、真に総合的な土地利用計画体系の理論的枠組みとなり得ると考えている。

この本で提案した市街化区域内農地に対する計画論は、実は、国土庁に設けられた研究会（稻本洋之助座長）及び全国農協中央会に設けられた研究会（宮本憲一座長）の両方に参加し、答申した

内容であるのだが、その後、政府によって換骨脱胎され政策化されて、1991年の生産緑地法改正として制度化された。しかし、制度化されたものは最初の提案趣旨から大きくはずれたものとなり、所期の政策効果をあげていないどころか、逆の効果さえあげている。このような現実の政策化過程において歪曲を受けることは計画論的研究の宿命であるが、その過程と影響も計画論的研究の対象となり得るだろう。1990年度から1992年度まで、科学研究費重点領域研究「人間—環境系の変化と制御」の「広域都市圏における後背地の環境計画」研究班に参加し、都市拡張と都市圏内の農地林地の保全の研究課題に取り組んだなかで、改正生産緑地法のもたらしたものと、その引き起こした問題に対する計画的対処を研究しようとしたのも、そのような意図である（石田・波多野, 1993）。

4. 都市農村計画学における計画論的研究

4-1 個別計画制度・技術に関する計画論的研究と歴史研究

計画論的研究の一つである個々の計画制度・技術の改良に関する研究には、様々な研究方法があろう。

自動車などの機械の設計では、設計どおりに実際に機械をつくって実験してみれば、設計あるいは設計方法論の適否の判断ができるだろう。建築計画学における「使われ方調査」は、実現した建物の「使われ方」における矛盾の調査と分析から、その建物に適用された計画あるいは計画方法論の適否をさぐるという、いわば、建築計画学における実験的研究方法である。

都市農村計画でも、計画あるいは計画制度が適用され、比較的短時間に計画意図どおりに実現する場合には、その空間の「使われ方」研究によって、適用された計画あるいは計画制度の適否を探ることが可能で、実験的方法による計画論的研究が可能である。しかし、機械のように、たとえ実験費用が大きくとも、実験であれば、設計に技術的・理論的誤りが発見され、それが正されれば研究は成功である。しかし、建築やまして市街地の

ように、そこで「実験」的に生活させられることになる人びとがいる場合、安易な計画を行なって都市計画が失敗した後で、実験から得るところがあったといって済ますことは許されない。都市農村計画では、計画者は、別の研究方法で計画論・計画技術を完成させて実際に適用することを心がけるべきなのである。

私自身の研究には、計画制度の提案あるいは計画技術の改良提案のような計画論的研究は比較的多いが、計画、特に実施にうつされた計画への関与は少ない。それでも関与し実現した計画のなかに、いまから考えて、明らかに実験、しかも失敗になった実験がある。例えば、八郎潟干拓地中心集落の住区部分の計画における使われなかった歩行者専用道路がそれである。この場合、実験的計画の失敗が住民生活へ与えた影響はそれほどシリアルではないとはい、計画者として極めて後味の悪い思いをしている。もちろん、このような実験の失敗から計画論的に得るところがなかったわけではないが、都市農村計画の場合、当該実験地区には多くの場合取り返しがつかない影響が残るのである。

では、計画者・計画研究者は、実験の失敗を避けるために、実験によらず、いかにして計画論・計画技術を改良・開発すればよいのか。それには二つの方法がある。一つはシュミレーションであり、もう一つは歴史研究である。

都市農村計画の場合、シュミレーションすなわち模擬実験は、道路交通計画のように計量的に扱えるものは比較的やりやすく、計量的研究の進歩とコンピューターの発達によって、いくつかの計画オルタナティブを実験に近い形で評価することが可能になっているようであり、景観計画などもコンピューターグラフィックスの発達で、実際に近い形で示し計画の適否を評価できるようになった。しかし、土地利用計画や市街地開発事業のように、計画の実施が長期にわたり、計画にかかわる主体が多様で、しかも計画にかかわる要素が複雑で多様である場合には、現在までのところ、このようなシュミレーション的方法では効果をあげることが出来ておらず、せいぜい、計画教育のた

めのコンピューター・シュミレーションにとどまっている。

そこで、過去の都市農村計画の実施例を、たとえそれが失敗例であっても貴重な実験であったと考え、その実施過程の分析から、教訓を得、さらに適用された技術や制度の改良すべき点を見いだし、あるいは代わるべき技術手法・制度の提案を考察することが重要となる。このような研究方法は、あらゆる学問、特に、実際の社会を対象とする制度や技術を開発し、その適用を研究する学問では共通する方法であるが、都市農村計画の場合、一つの制度・技術の適用過程そのものが長期にわたり、また、その効果が評価できるまでにさらに時間を要することが少なくない。例えば、用途地域制度のように都市計画決定が行なわれれば計画策定のプロセスが終了する場合でも、最近の住民参加のもとでは、都市計画調査から計画決定まで数年を要する。ましてや土地区画整理事業のような場合には、通常でも基礎調査から計画決定さらに工事実施から換地処分までの複雑な過程には長い期間を要し、10年を超える場合が少なくないし、住民や権利者の反対運動でもあれば、四半世紀を要しても不思議ではない。したがって、過去の事例の分析から、制度・技術の改良を導き出す研究は、かなり過去に遡っての研究となる。ましてや、一つの制度・技術の改良・発展の過程を含めて研究し、その延長上にその制度・技術の次のあり方を探ろうとすれば、それは歴史的研究になるのである。

私が、郊外地土地区画整理事業の研究を始めたのは、1956年のことであり、それは、これから施行されようとしている金ヶ作（常盤平）公団施行区画整理事業地区の施行後の民有地の土地利用転換を、事業前の地区の農民・土地所有権者の分析から予測しようという研究であった（石田・川手・浅谷、1957）。これは、決して過去に遡った歴史的研究ではなく、むしろ将来に向かってのシュミレーション研究の範疇に入れるべきものといえるかも知れない。しかし、この地区での土地区画整理施行後の土地利用転換に関する研究は、その後私を含めたグループによって20年以上にわたって

続けられ(石田・前田他, 1965; 1967; 1975; 1977、波多野, 1978)、最終的には、事業前に区画整理施行後の市街化の予測を行ない事業計画を検討する手法の提案(石田・波多野, 1978)、二段階区画整理という区画整理技術の改良提案(波多野, 1993)に結び付けられた。これは、一つの事業の同時進行の研究であったが、現在から振り返ってみれば同時代史的方法の研究とみなすことが出来、歴史研究と計画論的研究との結びつきを端的に示している。

私が、計画技術・制度の通史的研究と呼んでいる研究、例えば、建築線制度に関する研究(石田・池田, 1984)は、ある計画制度・技術の改良・発展の歴史から、その制度・技術の今後のあり方を探ろうとするもので、歴史研究と結びついた計画論的研究なのである。私の、この分野の研究には、建築線制度に関するもの他に土地区画整理に関するもの(石田, 1986)、市街化抑制制度に関するもの(石田, 1978a)、開発利益還元に関するもの(石田, 1990a)などがある。

4-2 計画技術手法・制度の体系化に関する計画論的研究

計画論的研究の二番目としてあげたのは、計画の部分的あるいは全体的な体系に関する研究と提案である。

私の博士論文(石田, 1960)が、初步的なものではあるが計画の体系化に関する計画論的研究の一つの例であることは既に述べた。この研究では、大都市周辺地域のスプロール規制という課題に関して、いくつかの計画手法を体系的に適用することを検討し、体系的に適用する鍵として区域区分制度を提案したのであった。

この区域区分という制度は施行後25年を経て計画体系として大きな転機にきている。この25年間の同時代史的検討、もちろん私だけでなく多くの研究者のこの問題に関する多面的な研究を含めて、大都市周辺地域——それは地域の現状から既にスプロール地域と性格づけられるべきだが——における次の体系的計画制度を提示し、制度化を図るべき時にきていると考えられる。この地域に適

用すべき計画制度・技術、例えば、前述の二段階区画整理あるいは緑農住土地利用計画制度(石田, 1990c: 353-358)などについては、既に技術的・制度的提案をしているが、これらを体系化する鍵となるものが見いだせていないのである。現在のところ、おそらくそれは大都市周辺地域だけに適用される制度・技術ではなく、都市地域あるいは都市農村地域全体に適用する土地利用計画制度の基礎となる仕組みあるいは理念ではないかと考えている。(石田, 1990c: 360-373)。

最近、「土地高度利用」という概念が日本の土地利用計画制度の鍵となる重要な概念であると考えて検討に着手したのも(石田, 1992c)、また「層別土地利用権」という新たな概念を提起しているのも(石田, 1992a)、あるいは土地利用計画体系について言及しているのも(石田, 1992d)、このような鍵を見つける試行錯誤の一過程なのである。

4-3 計画の理念・思想・機能に関する計画論的研究

計画論的研究の三番目にあげたのは、計画に関する思想・理念に関する研究である。

前項で述べた「層別土地利用権」という新たな概念を最初に提起したのは、土地利用の可能性は個々の土地そのものの性質から生まれるというよりは、外部、すなわち周辺の土地利用や都市的施設の整備状況から与えられるという、土地利用の可能性と土地利用の自由の範囲に関する考察の中であった(石田, 1988a)。

土地に関して絶対的土地所有権という概念があり、「(土地) 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物(土地)ノ使用、収益及ヒ处分ヲ為ス権利ヲ有ス」るという民法の規定あるいは、「財産権は、これを侵してはならない」「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」という憲法の規定から、まず土地所有には本来、全面的な、無限の土地利用の自由があって、その無限の自由を都市計画法や建築基準法のような法律によって公共の福祉に適合するように制限しているのだという理解が一般的である。

これに対し、私の考えは、個々の土地所有権が持っている土地利用の自由とは、その土地が「独自に」持っている土地利用の可能性の範囲であると考えること、すなわち土地所有権及び土地利用権と都市農村計画の関係にかかわる一つの理念から出発する。都市的土地区画の可能性に関していえば、個々の敷地が独自に持っている可能性はきわめて小さく、大部分は外部から社会的に与えられている可能性である。したがって、都市計画法などの法律は、無限の可能性として存在する土地区画の自由を制限するという論理ではなく、社会的な存在である土地区画の可能性の、利用の仕方、利用の範囲を規定するという考え方で組み立てられべきであると主張する。

このような都市農村計画に関する理念、あるいは思想とでもいるべきものに関する考察、あるいは都市農村計画における、計画という行為の定義、計画の機能に関する理論的研究などは、計画論的研究として重要である。この分野の研究史の考察は、別の機会に譲りたいが、今までの都市農村計画分野の研究では乏しいように思われる。目につくのは、1960年代後半から1970年代半ばにかけて山田昭夫・渡辺俊一らのグループ (JIPS) が、都市計画学会論文集に発表した、ある意味では抽象的・論理学的な一連の論文 (例えば、渡辺・森戸, 1966; 山田, 1969; 1970; 1971; 1974; 渡辺, 1968; 1969; 1970; 岡部, 1969) である。その後、この分野の研究は、比較都市計画的研究 (渡辺, 1975; 1985; 山田, 1976; 西山, 1975; 穂坂, 1975) あるいは歴史的研究に移って行くが、計画論的研究としてはあまり深まらない。

私も、この分野の研究の基礎には、計画史的研究、特に計画の機能・概念の歴史的発展に関する研究と比較都市計画的研究が重要だと考えるが、それと同時に、現実の都市農村計画の実施過程に関する社会学的・政治学的・行政学的な洞察が必要だと考える。

私が、計画の機能について論じた「計画という概念とその機能について」という小論(石田, 1987b)がある。この小論では、計画という概念が日本の都市計画史の中でどのように発展してきたのか

にも簡単に触れている。

5. 計画の機能・概念の歴史的発展

最近、都市計画の分野でも、世紀末ということもあってか、パラダイム・シフトなどということが、盛んに語られるようになってきている。このような議論を聞いてみると、一体、日本の都市計画にパラダイムがあったのだろうか、現在はいかなるパラダイムがあるというのだろうかと疑問になる。現在の日本の計画理念は、いかなるもので、どのように発達してきたのか、他の国々と比較してどう違っているのかなどの点は、都市農村計画の計画論的研究としても重要であろう。

このことを追求するためには、日本における計画の機能・概念の歴史的発展を含めた計画思想史、計画論史とでもいるべき研究が重要であり、さらに、それを比較都市計画史的に検討することが必要であろう。私の、計画の機能・概念の発達史に関する考察は、先の小論(石田, 1987b)程度でしかないが、それでも、現在の私の「計画」に関する考え方の基礎になっている。本稿では、紙数の関係で詳しく論ずることは出来ないが、少し敷衍して述べておこう。

5-1 市区改正期の計画の機能と概念

明治初年における「計画」とは、焼失地区の復興事業など、官(国または府県)による、長くとも数年の直営都市建設事業の「個別の事業のもくろみ」が「計画」に他ならなかった。その意味では、建築計画などと、「計画」の機能・概念としては変わらないものである。

東京府知事楠木正隆が松田道之への引継演説書(1879)の中で「前後ノ事業方向齟齬」を防ぐため「将来施行スヘキ方向ヲ定メ将来ノ地図ヲ製シ」「前途ノ標準」とすると「計画」の概念を初めて示した。松田は、有名な「東京中央史区劃定之間題」(1881)で、長期にわたって、部分的に、ある意味ではアッランダムに、進めて行く事業のガイドラインとしての「計画」の機能を「今日ノ施政将来ノ規模ト合一ヲ期ス」という言葉で、端的

に示したのである(石田, 1979)。しかし、この「計画」は、官が自ら行なう公共事業の全体像を予定しておくという性格、いわば「継起する多くの事業の整合をはかる計画」という性格のものであり、その意味では、依然として事業施行者内部のものであった。

「計画」概念の次の大きな発展は、芳川頼正東京府知事が「市区改正意見書」(1884)及び第1回東京市区改正審査会(1885)で、広範囲の道路「計画」は、「普ク府民ヲシテ之ヲ知ラシメ其計画ヲ実施スルノ防害トナルヘキ土木ヲ止メ」することが目的だと述べている点に良く示されている(石田, 1987b)。「計画」は内部的な性格から、府民の建設工事に対する規制の根拠となる性格を与えられ、「民間の事業を制約する計画」となった。そのため「計画」は曖昧であってはならず、市区改正委員会により公式に決定し、広く府民に知らしめる必要が生ずる。東京市区改正条例(1888)の役割の一つは、計画に公的な性格を付与する手続きを明確にすることであった。

5-2 1919年都市計画法による計画の機能・概念の拡張

1919年都市計画法(旧法)は、現に生じている都市問題の解決だけではなく、将来の都市問題の発生を「予測し、これに備える計画」という新たな「計画」の機能・概念を導入した。制度化された都市計画区域は、将来において市街化の及ぶと予測される範囲であり、この範囲について都市計画をたて、用途地域制、建築線制度、区画整理などの手法を適用し、問題市街地の新たな発生を防ぐことが意図されていた。

旧法により導入された用途地域制は、過密市街地形成の阻止や伝染病予防など「公共の安寧の維持」を目的とするにせよ、住宅の相隣関係や工場と住宅の混在など民間の土地利用・都市活動の利害調整への公共の介入という形をとる。この「民間の利害調整を含む計画」への展開は、計画の機能・概念の重要な拡張であった。しかし、1919年当時は、土地利用規制の根拠がポリスパワーにおかれaitから、対象となったのは、誰の目から

みても問題であるような公共の安寧への重大な侵害の範囲に限られ、規制の水準はたいへん低いものであった。

旧法で都市計画制度として確立された区画整理は、本来、新市街地形成に備えて土地権利者が組合施行で行なう共同の事業であり、その計画は、共同事業者の間において合意された私的な計画であるが、同時に、事業が実現する市街地が都市の一部を構成するという意味で公共性を持っていい。そこで、都市計画法では、事業計画の認可により公共性を認知することにした。区画整理の計画は、公共の計画と私的な計画の間に「共同の計画」という概念をうみだしたこと、公共が私的な計画の認可をつうじて公共の目的を達成するという二点で、「共同だが公共性を持つ事業の計画」という新しい計画概念を導入することになった。

1939年に、防火上の考慮とともに日照の確保を目的とした空地地区及び土地利用の純化のための専用地区が導入された。これは、問題市街地の予防という最低の目標を超えて、望ましい市街地像を実現するという課題に踏み込んだものであり、「望ましい水準を目指す計画」であった。計画目標を望ましい市街地像の追求における、「予測し備える」ということも、単に放置すれば起こり得る事態を予測し、防止するのにとどまらず、達成可能な市街地像を予測し、それを実現する手立てを講ずることを含んでくるのであり、計画概念の大きな展開であった。

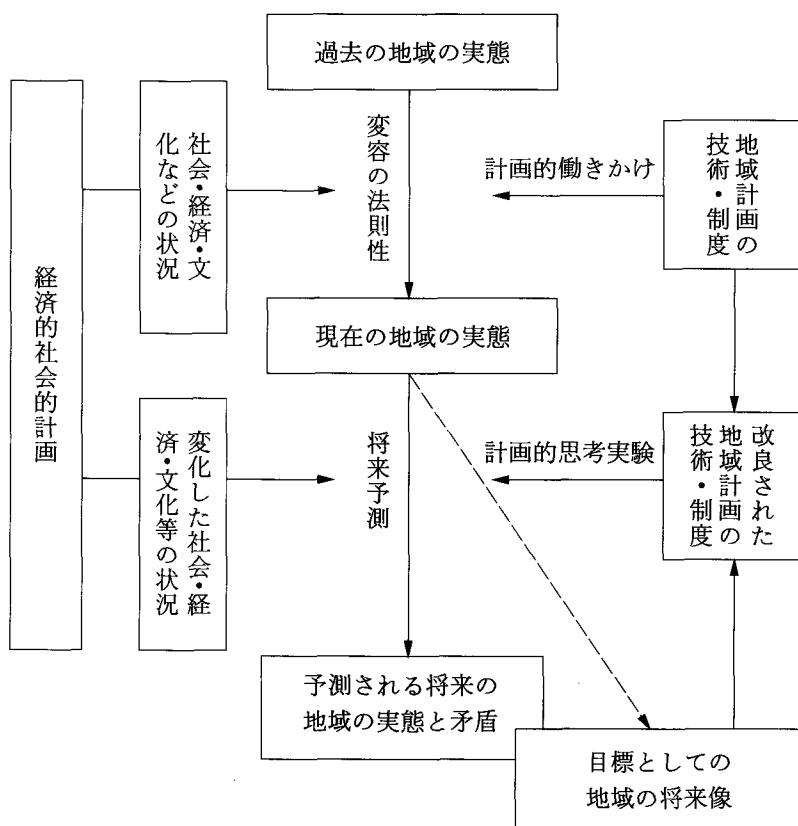
5-3 計画の概念の新たな展開

1950年の建築基準法制定にあたり新しく導入された建築協定制度は、同法の集団規定が一般的に想定する市街地よりも高い水準の市街地像を、土地権利者等の合意により計画目標として正当化し、これを自主的規制を遵守することにより実現する制度である。これは、地区住民の合意が「計画」であり、規制の根拠であるという、「合意にもとづく共同の(自己規制の)計画」とでもいうべき新しい概念を導入したという点で画期的であった。この「合意にもとづく共同の計画」という概念は、本来、組合施行の区画整理事業や市街地再

開発事業にも含まれているべきものであるが、事業をめぐる住民・利害関係者の関係が複雑になり、また行政や開発企業が関与することによって、計画・事業を推進する者と「される者」との分離が起り、「合意にもとづく共同の計画」という認識と性格が希薄になっていた。1980年の地区計画制度の導入や、修復型再開発における住民主体の計画づくりの試みは、建築協定ばかりではなく地区を単位とする計画では、「合意にもとづく共同の計画」という計画の概念がきわめて重要であるということを示した。

1968年都市計画法は、計画決定過程への住民参加という点でも画期的であった(石田, 1973)。住民参加は、単に住民が都市計画に関して「知らさ

れる」立場になり、意見を述べられるようになったということではない。都市計画の策定及び決定の過程に住民が都市計画に対する要求をもって参加するということなのである。参加というプロセスを通じて、都市計画をめぐる住民の要求が提出され、要求の矛盾が調整されることになるのである。実は、この「要求の矛盾の調整の計画」こそ計画の一つの本質なのである。1969年に都市再開発法が制定され、市街地再開発事業が実際に行なわれると、この法律による「権利交換」といわれる過程は、実は市街地再開発事業に関わる利害関係者間における要求の矛盾の調整であり、ある場合には要求の交換であることが明らかになってくる(石田・佐藤, 1974)。



図一 1 都市農村計画における将来予測と計画の機能

6. これから計画の機能・概念をどう考えるか

さて、前節で計画の概念及びその機能の歴史的発展について簡単に述べてきたが、現時点で、計画は、いかなる機能をもち、どのような概念として定義できるだろうか。この設問は、都市農村計画の計画論的研究に、現時点における総合的回答を求めているようなもので、容易に答えられる課題ではないが、研究仮説として考え方を示しておけば、計画の機能・概念の発展をふまえて、現在及び今後の計画の概念を次のように考えることができるだろう。

現在及び将来に向けての計画の機能・概念は、次の三つの側面・考え方を基礎に考えることができる。

(ア)計画とは「予測し、それに備える」ことである。
(イ)計画とは、計画に関連する主体の「要求の矛盾の調整」である。

(ウ)計画は、計画対象地域空間全体に関する「公共的観点からする計画」と、その部分である地区に関する「住民の合意による共同の計画」から構成される。

地域の発展法則性と計画の機能について述べた小論(石田, 1984a)がある。これは農村計画学会の学術交流研究集会で報告したものであるが、別に農村だけの計画論ではなく、一般的に地域空間計画に関して述べたものである。図-1はその小論にのせた図である。

計画の定義として、「予測し、それに備える」という定義があることは既に述べた。これは現代でも依然として有効な定義である。しかし、「備える」とは、予測される結果を不可避のものとして、それが起こったときにどう対処するか考えることでは必ずしもない。

颶風、火山噴火あるいは大地震などは、それが起こること自体は避けることはできないし、現在の時点ではその発生を予測することも困難である。したがって、「予測」する内容は、天然の災害が物的・人的被害につながる機構を研究し、どのような程度の被害になるかを予測することであろ

う。また、それに「備える」内容は、被害を最小限におさえ、生活混乱を防ぎ、再建・復興を速やかに行なう準備をしておくということになる。しかし、交通渋滞・事故、市街地の過密、土地利用の混合、都市公害などの都市問題は、発生そのものの防止を含めて予測される結果を防ぐことができる。そこで、「備える」という計画の意味は、予測される悪い結果を、望ましい結果、望ましい目標像に転換することになる。図-1は、そのことを概念的に示している。

もう一つの現代的な計画の機能の定義は、計画とは「矛盾の調整である」という定義である。望ましい目標像というとき、都市計画に関する主体の違いにより、あるいは同じ主体でも要求の側面の違いにより、考える望ましい目標像が違ったり、費用の負担を含めてその達成手段に関する考えが違ったりする場合が多い、その矛盾を調整し、都市農村計画に関する要求、すなわち目標像及び達成の手段に関する要求の統一を図る機能を計画と考えるのである。

最後の点、すなわち(ウ)の計画の二段階と計画の機能の相違は、本稿ではきちんと論じてこなかったが、都市農村計画を地域空間の全体に関わる計画(マスタープランといつても良い)と地区に関わる計画と二つの段階に分けることができるという認識と関わっている。前者は、地域空間全体の構成及びインフラストラクチャーに関する計画で、「公共的観点からする計画」として総合性・合理性を重視して考えられるのに対して、後者は、もっぱら地域における住民・土地利用権者の要求、生活や土地利用に関する要求の矛盾の調整などを中心に、「住民の合意による共同の計画」として考えられるであろうという仮説である。

おわりに

本稿は、あまりまとまった議論にならなかつたが、私自身の都市農村計画学における研究の経緯をふまえて、現在の研究関心、特に、計画の機能と計画という概念についての計画論的研究について述べてみた。いま私は、歴史研究を計画論的研

究の手法と考えるという、本稿で展開してきた考え方を適用し、1968年都市計画法施行後の25年を同時代史として総合的に研究し、それを基礎に次の25年の都市農村計画のあり方を探るという仕事を、研究グループをつくって進めている。

このような取り組みを考えているのは、都市計画における「パラダイム・シフト」などということが、軽々しく論じられているのを見て、もし新しいパラダイムが必要になっているのであれば、それは思いつきや、いくつかの新しいキーワードを導入することなどで簡単に確立できるのではなく、都市計画の歴史的発展をふまえ、一つの歴史的必然として確立されなければならないと考えているからである。

文献一覧

稻垣栄三

1959 『日本の近代建築』丸善

石田頼房

1960 『大都市周辺地域における散落状市街化の規制手法に関する研究』東京大学学位論文

1966 「首都圈整備法までの10年と首都圈整備法後の10年」『建築雑誌』967号, pp. 29-35

1968 「大都市圏の発展と計画——戦後東京大都市圏計画の変遷」東京都立大学都市研究会編『都市構造と都市計画』東大出版会, pp. 621-664

1973 「都市計画の決定過程における住民参加——市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を例として」日本行政学会編『政策決定と公共性』勁草書房, pp. 174-214

1978 a 「日本における市街化抑制のための地域制の発展——1945年まで」『都市計画と居住環境』東京都立大学都市計画研究室, pp. 181-202

1978 b 「新市街地形成の計画化に関する手法について」『総合都市研究』4号, pp. 63-78

1978 c 「東京大都市圏計画の展開について」『地域と自治体第9集』自治体研究社, pp. 163-178

- 1979 「東京中央市区劃定之問題について」『総合都市研究』7号, pp. 15-34
- 1980 a 「1881年の神田橋本町改良事業に関する研究：その1、その2、その3」『建築学会論文報告集』288, 290, 291号
- 1980 b 「大都市地域における居住環境上の諸問題について」『総合都市研究』10号, pp. 3-6
- 1981 「土地利用計画に関わる制度改革の方向」日笠端編『土地問題と都市計画』東大出版会, pp. 246-269
- 1983 「建築線制度に関する研究・その7——ドイツ都市計画における街路線・建築線と地区計画——」『総合都市研究』19号, pp. 69-94
- 1984 a 「農村計画学の課題」『農村計画学会誌』3卷2号, pp. 47-65
- 1984 b 「日本近代都市計画史における海外都市計画との接点について」『都市計画』133号, pp. 37-41
- 1986 「日本における土地区画整理事業概説——1870~1980」『総合都市研究』28号, pp. 45-88
- 1987 a 「日本近代都市計画史の全体像と時期区分」『都市計画』144号, pp. 30-33
- 1987 b 「計画という概念とその機能について」『科学と思想』64号, pp. 82-85
- 1988 a 「土地利用の思想と計画の理念」『文化評論』324号, pp. 78-97
- 1988 b 「森鷗外の「屋制新議」と東京市建築条例」「東京：成長と計画 1868-1988」東京都立大学都市研究センター, pp. 65-75
- 1988 c 「日本における欧米都市計画技術の導入における誤り」日本都市計画学会編『都市計画システムの交流史』pp. 543-567
- 1989 「戯曲「市区改正痴人夢」について」『総合都市研究』36号, pp. 65-77
- 1990 a 「開発利益還元の歴史と政策」『大都市の土地問題と政策』日本評論社, pp. 153-197
- 1990 b Japanese Industrial Villages and a Reformist Factory Owner, *Planning Perspectives*, Vol. 5, No. 3, pp. 295-305

- 1990 c 「都市農業と土地利用計画」日本経済評論社
- 1991 a 「19世紀イギリスの工業村—田園都市論の先駆け・実験場としての工業村：三つの典型例」『総合都市研究』42号, pp. 111-139
- 1991 b 「島外の市区改正論——市区改正論略を中心」『総合都市研究』43号, pp. 21-35
- 1991 c 「Achievements and Problems of Japanese Urban Planning——Ever Recurring Urban Dual Structures」『総合都市研究』43号, pp. 5-19
- 1992 a 「Toward Growth Management Policy for Tokyo: Unipolarization Phenomena in Tokyo and Growth Management」『総合都市研究』45号, pp. 203-223
- 1992 b 「日本都市計画におけるグランドデザイン」『都市計画』175号, pp. 68-73
- 1992 c 「土地高度利用論の歴史的展開——概説及び田口卯吉の高度利用論と現代——」『総合都市研究』46号, pp. 139-154
- 1992 d 「緩和型地区的計画と土地利用計画体系の計画論的問題」『都市計画』177号, pp. 13-18
- 石田頼房・池田孝之
1979 「建築線制度に関する研究・その1」『総合都市研究』6号, pp. 33-72
- 1981 「建築線制度に関する研究・その3——明治初年の庇地制限について——」『総合都市研究』12号, pp. 167-188
- 1982 「建築線制度に関する研究・その4——外国建築線制度の導入とその機能の理解」『総合都市研究』15号, pp. 113-144
- 1983 「建築線制度に関する研究・その8——東京市建築条例案検討における建築線——」『総合都市研究』19号, pp. 95-111
- 1984 「『建築線』計画から地区計画への展開」東京都立大学都市研究センター
- 石田頼房・池田孝之・加藤（佐藤）仁美
1980 「建築線制度に関する研究・その2」『総合都市研究』10号, pp. 119-154
- 石田頼房・池田孝之・藤健夫
1983 「建築線制度に関する研究・その5——建
築線類似手法による市街地形成の計画化——」『総合都市研究』18号, pp. 115-140
- 石田頼房・川手昭二・浅谷陽治
1957 「区画整理手法による宅地開発の問題、その1、その2」『建築学会論文報告集』57号, pp. 357-364
- 石田頼房・佐藤則夫
1974 「市街地再開発事業と住民要求」『都市問題研究』26卷12号, pp. 44-56
- 石田頼房・ドオネン-ヴォイセト, ハリーナ
1993 「日本における都市空間形態と隠れた都市デザイナー」『総合都市研究』49号, pp. 132-156
- 石田頼房・波多野憲男
1978 『竜ヶ崎ニュータウン民有地市街化予測調査』宅地開発公団
- 1982 「郊外地土地区画整理事業における「おくれ」及び「ずれ」について」『建築学会論文報告集』311号, pp. 119-128
- 1993 「大都市圏における農地・林地の保全と計画——計画制度上の問題と住民の意識——」「広域都市圏における後背地の環境計画（「人間—環境系」研究報告集 G084-N35B-02』pp. 60-67
- 石田頼房・波多野憲男・鈴木栄基
1987 「日本における土地区画整理事業の成立とアデケス法」『都市計画論文集』22号, pp. 121-126
- 石田頼房・前田尚美他
1965 『宅地開発過程の実態調査 I』住宅公団調査研究課
- 1967 『宅地開発過程の実態調査 II』住宅公団調査研究課
- 1975 『住宅公団の宅地開発事業と宅地の市街化に関する研究』住宅公団調査研究課
- 1977 『土地区画整理事業施行地区における計画的な市街化促進方策に関する研究』建設省区画整理課
- 大谷幸夫編
1988 『都市にとって土地とはなにか』筑摩書房
- 岡部篤行

- 1969 「プランニングのシステム・アプローチにおける方法論的一課題」『都市計画学会論文集』4号, pp. 159-165
川上秀光・石田頼房
- 1960 「変貌する都市——転機を迎えた戦後日本の都市計画」『建築年鑑'60』美術出版社, pp. 35-47
東京市区改正委員会編
- 1918 『東京市区改正事業誌』東京市区改正委員会
- 西山康雄
1975 「物的決定論の検討——英國都市計画職能に関する研究」『都市計画学会論文集』10号, pp. 253-258
日本建築学会編
- 1972 『近代日本建築学発達史』丸善
波多野憲男
- 1978 「土地区画整理事業施行地区における土地利用転換過程の特徴」『総合都市研究』4号, pp. 121-142
1993 『農地の多い市街化区域縁辺部で行う二段階土地区画整理手法に関する研究』東京公立大学学位論文
穂坂光彦
1975 「ポール・デヴィドフの計画論に関する二、三の考察」『都市計画学会論文集』10号, pp. 265-270
山田昭夫
1969 「計画学展開のための「計画」の暫定概念規定及びこれを枠組みとした「計画的計画立案」に関する原理的考察」『都市計画学会論文集』4号, pp. 173-179
- 1970 「計画の科学における方法論上の諸問題および基礎的諸概念に関する若干の考察」『都市計画学会論文集』5号, pp. 140-144
1971 「計画の科学における方法論上の諸問題および基礎的諸概念に関する若干の考察(その2)」『都市計画学会論文集』6号, pp. 85-90
1974 「都市計画における計画社会的事実の認識論上の問題に関する若干の考察」『都市計画学会論文集』9号, pp. 145-150
1976 「ジェネラルプランの理念の現実性と実現可能性に関する若干の考察」『都市計画学会論文集』11号, pp. 409-414
渡辺俊一
1968 「計画方法論の科学的根拠に関する若干の考察」『都市計画学会論文集』3号, pp. 79-83
1969 「プランの検証に関する若干の考察」『都市計画学会論文集』4号, pp. 167-172
1970 「プランの正しさに関する検討方法に関する若干の考察」『都市計画学会論文集』5号, pp. 132-139
1975 「アメリカ都市計画におけるジェネラル・プランと地域制の関係について：目的手段説の非現実性」『都市計画学会論文集』10号, pp. 247-252
1985 『比較都市計画序説——アメリカイギリスの土地利用規制』三省堂
渡辺俊一・森戸哲
1966 「計画科学からする都市計画へのアプローチ」『都市計画学会論文集』1号, pp. 7-66

Key Word (キー・ワード)

Urban and Rural Planning (都市農村計画), Function of Planning (計画の機能), Concept of Planning (計画の概念), Theoretical Study on Planning (計画論的研究), Planning History (計画史)

The Concept of Planning and Theoretical and Methodological Studies on Urban and Rural Planning

Yorifusa ISHIDA*

Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University
Comprehensive Urban Studies, No. 50, 1993 pp. 19–35

As the 21st century draws nearer, a paradigm shift in the field of planning is frequently the point of discussion. There are, however, insufficient studies and discussion of the theoretical and methodological development of planning so far. We cannot therefore foresee a possible paradigm shift.

In this commemorative paper for the 50th issue of *Comprehensive Urban Studies* (CUS), the author, looking back on his research activities and especially his papers published in CUS, wishes to discuss studies of urban and rural planning—theoretical and methodological studies in particular.

In the first part of this paper, the author explains the reasons why he describes his specialty as urban and rural planning. The first reason is that he takes his object of study to be urban and rural areas from the urban fringe to the outside of the urban region. The second reason is that the author does not take sides in the principle of urban—rural dichotomy; instead he supports the principle of urban—rural continuity.

In the second part of the paper, the author divides the methodology and study of planning into four categories: historical study, study of present conditions and transformation of area, theoretical and methodological study, and planning proposals. He then discusses the mutual relationships among them.

In the third part, the author explains why the urban periphery (the author's field of research) is the most appropriate area to clarify the nature of transformation of area according to the contradictory theory.

The fourth part is a discussion of three types of theoretical and methodological study, and the importance of historical study in the development of new planning theories, planning methods and planning systems.

In the fifth and sixth parts, the author outlines the historical development of the concept and functions of plans and planning in Japan, and discusses the expected role of plans and planning in the future. The author also suggests, as a conclusion, a possible paradigm shift in urban and rural planning.

The contents of this paper are as follows:

1. Urban and rural planning and my themes of research.
2. Four categories of research subjects.
3. Urban periphery as an object of study of present conditions and transformation of area.
4. Theoretical and methodological studies on urban and rural planning.
5. Historical development of the concept and functions of plans and planning in Japan.
6. The concept and functions of plans and planning in the future.